

川上村防犯対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民の防犯意識の高揚及び安全で安心なまちづくりを推進するため、不法に家屋に侵入する犯罪等を未然に防止する防犯対策を自らが居住する個人の住宅に実施する者に対し川上村防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、川上村補助金等交付規則（昭和41年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自らが居住する個人の住宅で行う、次に掲げる防犯対策とする。

(1) 屋外防犯カメラの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの

ア 設置場所が住宅の敷地内であること。

イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。

(2) 防犯フィルムの取付け

(3) 防犯ガラスの取付け

(4) 屋外人感センサーライトの設置

(5) 防犯性の高い錠又は補助錠の取付け

(6) 面格子の取付け

(7) その他防犯対策で特に効果がある対策と村長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自らが居住用に供している住宅に対して防犯対策を実施する世帯の世帯主又は世帯員（以下「世帯主等」という。）であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 村の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録された住所に現に居住している者

(2) 世帯全員に村税の滞納がないこと。

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助金の額は、補助対象事業の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 同一敷地内に複数の住宅等が存する場合においては、当該一の敷地に対して1回とする。ただし、住宅の所有者又は使用者が異なるときの補助金の交付回数は、所有者又は使用者ごとにそれぞれ1回とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請は、川上村防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、補助対象事業の支払をした日から90日以内に村長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容（品名）及び購入日（工事日）が記載された領収書等支払の事実が確認できる書類

(2) 補助対象事業の実施内容が分かる写真

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、川上村防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、第5条をもって、これに代えるものとする。

(交付申請の条件)

第8条 この要綱により補助金の交付を受けた住宅は、当該補助金の交付を受けてから5年を経過しなければ、再びこの要綱による補助金の交付申請をすることができない。

（譲渡等の禁止）

第9条 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施した者は、補助対象品を購入した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸与、又は担保に供してはならない。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（調査）

第10条 村長は、必要と認める場合は、補助金が交付された補助対象事業について調査を行い、又は申請者若しくは関係者から報告を求めることができる。

（支給決定の取消し等）

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

（危険負担）

第12条 この要綱による補助金の交付を受け実施した防犯対策により生じた問題について、村は一切その責を負わない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

川上村長 様

氏 名

電話番号

防 犯 対 策 の 内 容	☐ 屋外防犯カメラ ☐ 防犯フィルム ☐ 防犯ガラス ☐ 屋外人感センサーライト ☐ 防犯性の高い錠又は補助錠 ☐ 面格子 ☐ その他（ ）
設置（購入）年月日	令和 年 月 日
建 物 の 所 在 地	川上村大字

補助対象経費	円
交付申請（請求）額	円

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店
	預金種別	普通 ・ 当座		店番号
	口座番号		(フリガナ)	
			口座名義	

- ・補助対象事業の内容（品名）及び購入日（工事日）が記載された領収書
- ・補助対象事業の実施内容（設置・取付け）が分かる写真

- ・川上村防犯対策補助金の交付申請にあたって、私の住民基本台帳の記録及び世帯全員の村税の納付状況について、村長が関係部局に報告を求めることに同意します。
- ・補助金の交付後に、交付要綱第 11 条の規定により支給決定の取り消し等がされた場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還することを誓約します。
- ・防犯カメラの設置にあつては、設置場所が自身の住宅の敷地内であり、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ています。また、その他防犯対策により生じた問題（苦情等）については、川上村には一切迷惑をかけないことを誓約します。
- ・村が行う補助対象事業についての調査に協力することを誓約します。

署名

第 号
年 月 日

様

川上村長

印

川上村防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった川上村防犯対策補助金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

(不交付決定の理由)